

入学・転職・転勤などによる引越しで住所を異動する方は、窓口での「正確な住所の届け出」が必要です！！

○住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険や国民年金の資格の確認、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続です。

○本人確認書類となる「マイナンバーカード」の「住所」等は最新のものにする必要があります。

※正当な理由がなく住民票の異動の届け出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがありますので、正確な住所の届け出をお願いします。

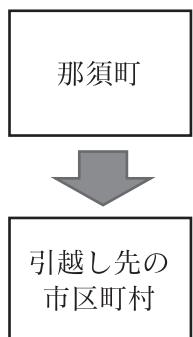
○令和5年2月6日から、「転出届」は、マイナンバーカードを使用して、マイナポータル等を通じて、提出できるようになりました。

住民票の異動届(転出届、転入届、転居届など)の手続き方法

※届け出の際に必要な書類等は7ページをご確認ください。

◎他の市区町村に転出・転入する場合

<オンラインでの届け出>

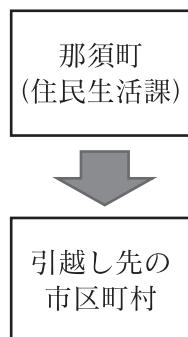


[転出前に]
マイナポータル等を通じオンラインで転出届を提出する
（※1）



マイナンバー

<窓口での届け出>



[転出前に]
転出届を提出して転出証明書を受け取る（※2）

[転出してから14日以内に]
転出証明書を添えて転入届を提出する（※3）

◎町内で転居する場合



[転居した14日以内に]
窓口で転居届を提出する（※1）

※1 マイナポータル等を通じて、転入（転居）届の提出のために来庁予定の連絡ができます。

※2 マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受け取りはありません。

※3 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを提示してください。

マイナポイントに関するお知らせ

★マイナポイントの申込期限が令和5年5月末まで延長となりました。

※マイナポイントの付与対象となるマイナンバーカードの申請期限は令和5年2月末までとなっています。

マイナンバーカードの申請期限

令和5年2月末まで（延長なし）

マイナポイントの申込期限

令和5年5月末まで（延長）

※決済サービスごとに申し込み終了日が異なる場合がありますので、ご注意ください。

■問合せ 住民生活課住民年金係 ☎ 72-6908